



News

# 憲法くん

広島県9条の会ネットワーク

連絡先:石口俊一法律事務所  
広島市中区八丁堀4-24-5F  
082-222-0072

hiro9@opal.plala.or.jp

## 息の長い支援

## そのために私たちは何ができるのか？

命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

13条 すべて国民は、個人として尊重される。生

日本国憲法の中で最も重要な条文は憲法13条です。

「個人の尊重」とは、一人ひとりを大切にしよう、という考え方です。もう少し突っ込んでいうと「一人ひとりの人間は、誰もが同じようかけがえのない存在であり、誰をも等しく尊重し合おう」という意味合いと、「一人ひとりの人間は誰もが違う個性を持つ存在であり、それぞれの個性を等しく尊重し合おう」という意味合いを併せ持った概念です。何事も他人事とせず我が事として捉えると言ってもよいでしょう。

「個人の尊重」は、災害復興の場面でも最も重要な原理として働かせるべき理念です。このスピリットが生きていれば、最後のひとりが復興を果たせるまで最善を尽くすという結論を導くことができます。あるいは、被災者救済の場面では、被災者の立場・目線に立って考えなければならないというスタンスが必然的に導かれることとなります。



津久井 進さん

# 災害と日本国憲法

真の復興は人間の復興である」という言葉があります。それをそのまま条文化したのが憲法13条です。

### ●第1部 広島土砂災害現地からの報告

- ①現地で取材を続けて（中国新聞・災害取材現地支局長の久保田剛記者）
- ②現地で医療支援を続けて（広島共立病院、青木克明・元院長）

### ●第2部 津久井進弁護士の講演

「災害と日本国憲法」。津久井さんは兵庫県弁護士会所属の弁護士、45歳。阪神・淡路大震災が起きた1995年に弁護士になり、一貫して災害問題に取り組んできました。著書に『大災害と法』（岩波新書）、片山善博・善鳥取県知事との共著『災害復興とそのミッション 復興と憲法』（クリエイツかもがわ）など。

### ●16時30分～「11・3 生かそう憲法!市民デモ」

- ▽憲法に基づく被災者支援
- ▽9条守れ! 集団的自衛権反対
- ▽秘密法廃止
- ▽ストップ川内原発再稼働
- ▽辺野古に新基地はいらない、などを訴えて歩きます。

# 11.3(月)午後1時30分～

## 広島市青少年センター・ホール

(原爆ドーム前 電停下車・旧市民球場跡地の北側)

参加費 **999**円 / 障がい者・高校生以下**無料**  
手話通訳・保育あり(保育は**要**予約)

# 世の中は変わりつつある ゆっくりと時間をかけて

25日、学生たちが「民主主義って何だ」「憲法を守れ」「言うことを聞かせる番だ俺たちが」とコール。東京・渋谷、秘密法反対のデモ行進は2000人が参加した。



## ツイッターから拾った参加者のこえ

- ▼私は権力者がのぞんでいる理想の国民には決してならない！憲法があるかぎり彼らの思う通りにはならない。私は考えることをやめない！
- ▼震災などなかったように暮らしている今、町中ではレイシストと呼ばれる人たちが東アジアの人たちを罵倒している。今僕らの感じている不安。高齢の人たちは戦争に突入した時代に似ていると言う。
- ▼よくわからない正義のためにたたかうことより、憲法どおりたたかわない選択をする勇気を！
- ▼ひとりひとりが自分で考えて行動するところからはじまる！だから俺たちは自分の言葉で主張する！
- ▼秘密保護法が、国家のための国民にするため

の第一歩なら、僕は反対を叫ぶ。近い未来に売国奴や非国民と呼ばれる時代が来るかもしれない。でも、それなら喜んでそう呼ばれる。不安を口にする、それを国家に向かって言う。僕はこの法律に反対する。目の前にこれだけの仲間がいて幸せだ。

▼私は私の怒りを表明するためにここに立ちます。熟議をせず解釈改憲、強行採決。私たちの声を聞かず、安倍政権は独善に陥っている。しかしそのお蔭で、反対を叫び路上に立つのを何ら恥じ入る必要がないことに気が付いた。限られた時間で政治を考え行動する。民主主義を学んでいる。